

所得税と市・県民税の申告はお早めに！

市・県民税および所得税の申告相談会を開催します。所得の申告は、市・県民税の課税資料だけではなく、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの算定や、所得証明書を交付するために必要な資料となります。所得があるのに申告しなかったり、期間を過ぎてから申告したりすると、所得税に延滞税などが加算される場合があります。

税務署から申告の案内が郵送されます

佐賀税務署では、前年の申告状況を参考に所得税の申告をしなければならぬと思われる人に、確定申告の案内などを郵送しています。

申告受付期間 2月16日(金) ▶ 3月15日(木)

事業者のみなさんへ

- 給与支払報告書の提出は早めをお願いします
- 提出期限 1月31日(水)
 - 問い合わせ・提出先 税務課 市民税係 ☎75-2126
- 平成29年分法定調書の提出をお忘れなく
- 提出期限 1月31日(水)
 - 問い合わせ・提出先 佐賀税務署 ☎32-7511

お知らせ

◆確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) の『確定申告書等作成コーナー』をご利用ください。このコーナーで作成した申告書をそのまま電子申告(e-Tax)することや、A4サイズの普通紙に印刷し、郵送による申告ができます。

医療費控除は領収書が提出不要となりました



平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。領収書は、自宅で5年間の保存が必要です。

また、セルフメディケーション税制が新設され、健康の維持増進、疾病予防を行う個人が、平成29年1月1日以降にスイッチOTC医薬品を購入した場合、その購入費用は所得控除を受けることができます。(医療費控除との併用はできません。)

セルフメディケーション税制に関する内容は、佐賀税務署へ問い合わせください。

■佐賀税務署 個人課税部門 ☎32-7511

なお、確定申告が必要な人で案内が送られて来ない場合は、税務署に問い合わせください。(市役所からの郵送はしておりません)

還付申告は1月から税務署で受け付け

所得税還付申告書の提出は、1月4日から佐賀税務署で受け付けとなります。還付申告は、医療費控除(セルフメディケーション税制を含む)や住宅借入金等特別控除など、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。

問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511

申告相談会場と受付時間

申告相談の際は、源泉徴収票や収支内訳表などの申告に必要な書類を必ず持参してください。佐賀税務署の申告相談会場も、2月16日(金)から開設されます。

会場	住所・電話番号	受付時間
佐賀税務署	佐賀第2合同庁舎 5階 佐賀市駅前中央3丁目3-20 ☎32-7511	9時~16時 ※土・日は休みです。 ただし、2/18、2/25の日曜は受け付けます。
多久市役所	市役所4階 大会議室東 ☎75-2013 (申告相談会場) ☎75-2126 (税務課)	9時~16時 ※土・日は休みです。 ただし、3/11の日曜は受け付けます。

※申告相談の受付時間を変更していますので、ご注意ください。

★マイナンバーが必要です

マイナンバー制度で、申告書へのマイナンバーの記載や本人確認書類等の提示、または添付が必要です。

本人確認の際、マイナンバーカードをお持ちでない人は、マイナンバーが確認できるもの(通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)で本人確認をさせていただきます。



問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126